

国立大学法人岩手大学職員表彰等規則

平成16年4月1日 制定
令和2年10月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第44条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）の職員の表彰等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰を受ける者)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認める職員を表彰する。

- 一 業務成績の向上に多大な功労があった者
- 二 業務上有益な発明をした者
- 三 永年勤続し、勤務成績が良好な者
- 四 その他特に表彰に値する功労又は功績があったと学長が認めた者

2 前項第3号の永年勤続者として表彰を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 祝日法に定める勤労感謝の日（以下「勤労感謝の日」という。）において、職員として在職した期間（以下「勤続期間」という。）が20年以上である者
- 二 退職（死亡による退職を含む。）の日において、勤続期間が10年以上である者

3 前項第1号及び第2号の勤続期間は、岩手大学において引続き10年以上勤務（出向期間を含む。）していることを要し、大学、独立行政法人、官公庁、その他これらに準ずる教育研究機関における勤続期間を通算することができる。

(表彰の日)

第3条 永年勤続者の表彰は、前条第2項第1号の表彰にあつては毎年勤労感謝の日、同項第2号の表彰にあつては退職の日に行う。

(部局等の長)

第4条 この規則において、部局等の長とは、事務局にあつては法人運営部長、総括技術部長、各学部長、各研究科長、各教育研究施設長、各教育研究基盤施設長、各教育研究支援施設長及び各特定事業推進室長をいう。

(選考)

第5条 第2条に該当する被表彰者は、部局等の長の推薦に基づいて学長が選考し、これを表彰する。

(勤続期間の計算)

第6条 第2条第2項第1号及び第2号の勤続期間の計算は、岩手大学職員となった日の属する月から第3条に規定する表彰の日の属する月までとする。

2 次の各号に掲げる期間は、勤続期間から除算する。

- 一 減給及び停職の期間
- 二 休職の期間（業務上の負傷又は疾病による休職の期間を除く。）の2分の1

(リフレッシュ休暇)

第7条 当該年度の勤労感謝の日において次の各号のいずれかに該当する職員は、心身のリフレッシュを図るため、特別休暇を取得することができるものとする。

- 一 勤続期間が20年に達した者
 - 二 勤続期間が30年に達した者
- 2 第2条第3項及び第6条の規定は、前項の勤続期間の計算について準用する。
- 3 第1項に規定する特別休暇の取得に関し必要な事項は、国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項第1号の勤続期間には、平成16年3月31日以前の岩手大学の職員として在職した期間を含むものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。